

児童相談所の設置に向けた検討状況について

1 一時保護施設の整備について

(1) 一時保護施設について

一時保護施設は、虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合や子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合、また、適切かつ具体的な援助方針を定めるために、十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合等に子どもを一時保護する、児童福祉法の規定に基づく施設である。

一時保護施設では、子どもを性別、年齢別に数グループに分けて、起床から就寝に至る間の基本的な日課（学習指導又は保育、スポーツ等レクリエーション、読書や音楽鑑賞等の自由時間等）を立てて運営を行うこととされている。

(2) 中野区の一時的保護施設の基本的な考え方

① 基本方針

区は、（仮称）総合子どもセンターに児童相談所機能を整備するとともに、別途、一時保護施設を区単独で確保していく考えである。これにより、相談から在宅支援・指導、一時保護、施設等措置、復帰支援等を切れ目なく一貫して実施し、虐待の未然防止、早期対応を図ることができる体制を構築していく。

区が確保する一時保護施設は、児童福祉司、児童心理司による子どもへの十分かつ丁寧なアセスメント及びケースワークの実施、緊急時の応援体制の確保等のため、（仮称）総合子どもセンターの近接地域に設置することを基本とし、施設内では、できる限り家庭的な環境を提供し、子どもの安全・安心を確保していく。

② 入所定員想定

直近の一時保護状況等を踏まえ12名程度の定員とする。

③ 主な諸室の想定

居住空間として、居室、浴室、洗面所、トイレ、ラウンジ等を学齢男女、幼児別に設ける。日中活動空間として、食堂、学習室、体育館を設ける。

この他に、面接室、集団生活が難しい場合の個別対応個室、医務室等の子どもの状況に応じたケア等が行える部屋や、職員室、物品庫等の事務スペースを確保する。

④ 職員確保・人材育成

平成31年度より一時保護所に必要な人員（児童指導員、保育士等）を順次確保し、他都市の一時保護所への研修派遣等を行い実践での育成を図る。

(3) 他機関等との連携による一時保護機能の確保

一時保護施設の整備と併せて、施設、里親等への一時保護委託の活用により地域コミュニティの中での継続した生活の確保を図るとともに、区域内に保護することが適切でない子どもの一時保護にかかる、都・他区一時保護施設の活用も検討していく。

(4) 基本方針及び基本計画

上記内容を基本としつつ、国が示すこととしている一時保護所ガイドラインや先行3区の都協議状況、他自治体への視察等を踏まえ、一時保護施設整備基本方針及び基本計画を策定する。

2 今後の検討スケジュール

次のとおり検討を進める。なお、今後、特別区としての検討や、国、東京都との協議の進捗に合わせて内容の調整を図る。

平成 30 年度

- ◇ 一時保護所施設整備基本方針、基本計画策定
- ◇ 一時保護所の相互利用等広域調整の検討
- ◇ 専門職の計画的配置・採用・育成、児童相談所等への派遣研修継続
- ◇ 社会的養護（児童養護施設・里親等）の考え方と広域調整の検討
- ◇ 児童相談所設置市事務実施体制の検討・整理
- ◇ 国・東京都との協議

平成 31・32 年度

- ◇ 児童相談所設置市の政令指定手続き、条例等例規整備
- ◇ 児童相談所業務・ケースの引継、児童相談所設置市事務の引継

平成 33 年度

- ◇ （仮称）総合子どもセンター 開所
（児童相談所機能含む）